一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町穴吹字岡ノ上三六四の一、三六六、三六七、三六九、穴吹町口山字西山四四三、六三七の一、六三八の一、穴吹町古宮字喜来四二の一の一・字長尾八三・九三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字喜来四〇八、四一二、四一三、字長尾八五の一、八六の一、八六の二、八七、九三の三、五六〇、五六五の六、五六六の二、五九〇の一、五九〇の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字小島一二二五、二七一五、二七一七、二七一九、字三谷一三八三、一三八五から一三八七まで、一四一八、一四一九、穴吹町口山字大内五一八の一の二、五二〇の一、字田方三五〇・三五三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三五一、三五二、字渕名一〇四八の二、一〇四九の二、一〇五一、穴吹町古宮字生子屋敷九八の一、一六八の二、一七〇、一八五の一、二〇二の一、二〇七の一、三二九、三三一から三三三まで、三三七、三六七の二、三六九、三七〇の一、三七〇の二、四一一、五八〇の一、五八四、五八八、五九〇、五九七、五九九の一、六〇二、六三九の六、六四四、七四八、七四九、七五五、七六八の一、七七八の一、七八七の一、字長尾六七五、六七七、字半平三一七、三一七の二、三二一、三三八、三三九、三四五から三四九まで、三五〇、三六六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　次の森林については、択伐による。
　字小島二二五、二七一五、二七一七、二七一九、字三谷一三八三、一三八五から一三八七まで、一四一八、一四一九、字大内五一八の一の二、五二〇の一、字田方三五〇・三五三・字渕名一〇四八の二・一〇五一・字生子屋敷一八五の一・三七〇の一・六三九の六・七五五・七六九・七七八の一（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字渕名一〇四九の二、字生子屋敷九八の一、一六八の二、一七〇、二〇二の一、二〇七の一、三二九、三三一から三三三まで、三三七、三六七の二、三六九、三七〇の一、三七〇の二、四一一、五八〇の一、五八四、五八八、五九〇、五九七、五九九の一、六〇二、六三九の六、六四四、七四八、七四九、七五五、七六八の一、七七八の一、字長尾六七五、六七七、字半平三一七、三一七の二、三二一、三三八、三三九、三四五から三四九まで、三五〇、三六六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字小島一八九二の一、一八九三の一、二〇七五、二〇七八、二一〇八〇、二一三一の一、二一三四の一、二一三八、二一四五の一、二一七六、二一七八の二、二一八六、二四八七、二四八九の一、二四八九の二、二四九三、二九四五の一八、二九八八の三、二九八八の四、三〇四三の一、三〇四三の三、三〇四四の一、三〇四四の三、三〇七五、三〇七七の一、三〇七七の三、三〇八八の五、三〇八九の五、三〇八九の七、三〇八九の九、字三谷一四八一の一、一四八五、一四九三、一四九四、一四九五の三、穴吹町口山字大内四六九の二、四七二、四七三の一、四七三の二、穴吹町古宮字生子屋敷七七六の一、七九四の八、字長尾一二六の四、六七六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小島一八九二の一・一八九三の一・二〇七五・二〇七八・二〇八〇・二一三八・二一四五の一・二四八七・二四八九の一・字三谷一四八一の一・一四八五・一四九三・一四九四・一四九五の三・字生子屋敷七九四の八・字長尾一二六の四（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、字小島二一三一の一、二一三四の一、二一七六、二一七八の二、二四八六、二四八九の二、二九四五の一八、二九八八の四、字大内四六九の二、四七二、四七三の一、四七三の二、字生子屋敷七七六の一、字長尾六七六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町穴吹字岡ノ上三六四の一、三六六、三六七、三六九、穴吹町口山字西山四四三、六三七の一、六三八の一、穴吹町古宮字喜来四二の一の一・字長尾八三・九三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字喜来四〇八、四一二、四一三、字長尾八五の一、八六の一、八六の二、八七、九三の三、五六〇、五六五の六、五六六の二、五九〇の一、五九〇の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字小島一八九二の一、一八九三の一、二〇七五、二〇七八、二一〇八〇、二一三一の一、二一三四の一、二一三八、二一四五の一、二一七六、二一七八の二、二一八六、二四八七、二四八九の一、二四八九の二、二四九三、二九四五の一八、二九八八の三、二九八八の四、三〇四三の一、三〇四三の三、三〇四四の一、三〇四四の三、三〇七五、三〇七七の一、三〇七七の三、三〇八八の五、三〇八九の五、三〇八九の七、三〇八九の九、字三谷一四八一の一、一四八五、一四九三、一四九四、一四九五の三、穴吹町口山字大内四六九の二、四七二、四七三の一、四七三の二、穴吹町古宮字生子屋敷七七六の一、七九四の八、字長尾一二六の四、六七六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小島一八九二の一・一八九三の一・二〇七五・二〇七八・二〇八〇・二一三八・二一四五の一・二四八七・二四八九の一・字三谷一四八一の一・一四八五・一四九三・一四九四・一四九五の三・字生子屋敷七九四の八・字長尾一二六の四（以上十六筆について次の図に示す部分に限る。）、字小島二一三一の一、二一三四の一、二一七六、二一七八の二、二一八六、二四八九の二、二九四五の一八、二九八八の四、字大内四六九の二、四七二、四七三の一、四七三の二、字生子屋敷七七六の一、字長尾六七六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年十二月二十五日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字小島二二三九、二三一一、二三四九、二四七一の二（次の図に示す部分に限る。）、二五一二の三、二九九六の一、二九九七、三〇〇二、三〇一八の三、三〇五四、字三谷四一九、一四七四の三・一四九七・一五〇一の一・一五〇二・一五〇八・一五〇九の三・一五一〇の一・一五二一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九九、一四九九、一五〇〇の一、字尾山九一（次の図に示す部分に限る。）、一三〇、字梶山四三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字生子屋敷一四五の一・三六二の一・三六二の三・六三九の一・七六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七六七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小島二二三九、二三一一、二三四九、二四七一の二（次の図に示す部分に限る。）、二五一二の三、二九九六の一、二九九七、三〇〇二、三〇一八の三、三〇五四、字三谷四一九、一四七四の三・一四九七・一五〇一の一・一五〇二・一五〇八・一五〇九の三・一五一〇の一・一五二一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一四九九、一四九九、一五〇〇の一、字尾山九一（次の図に示す部分に限る。）、一三〇、字梶山四三九の一（次の図に示す部分に限る。）、字生子屋敷一四五の一・三六二の一・三六二の三・六三九の一・七六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、七六七
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。